

令和3年度
南高田公民館定期総会

令和3年5月2日(日)
14時～南高田公民館

議 事 次 第

- 一 開会の言葉
- 二 館長あいさつ
- 三 来賓祝辞及び来賓紹介
- 四 議長選出
- 五 議題
 - 1 第1号議案 令和2年度事業報告
 - 2 第2号議案 令和3年度計画
 - (1) 令和3年度事業計画(案)
 - 3 第3号議案 規約改正
 - (1) 令和3年度規約改正について
- 六 議長退任
- 七 退任役員あいさつ
- 八 新任役員あいさつ
- 九 閉会のことば



HPのURL
minamitakadaku.jp

懇親会(諸般の事情を考慮し中止)

以 上

1号議案 令和2年度事業及び決算報告

(1) 令和2年度 南高田公民館事業報告

1 定期総会開催令和2年4月12日(土)14時～(書面議決に変更)

- ・令和2年度事業報告、決算報告、会計監査報告
- ・令和3年度事業計画・予算案・公民館規約一部変更承認
- ・役員選出(54名)及び会計幹事の承認

2 会議実施

- ・各部会実施状況(文化部会・体育部会・ふれあい部会・3月 各1回)
- ・盆踊り実行委員会5回 中止
- ・総務関係(全体会議4回・総務部会3回) 中止 三役会都度

3 事業報告

- (1) 南高田公民館定期総会4月12日(日) コロナ禍の為中止
- (2) 春祭子供神輿昼食配膳 4月25日(土) コロナ禍の為中止
- (3) あいさつ運動参加5月 コロナ禍の為中止
- (4) 納涼盆踊り大会寄附依頼 6月コロナ禍の為各事業所訪問中止
- (5) 納涼盆踊り大会催行 8月コロナ禍の為中止
- (6) 館報46号発行(6月末)
- (7) 【第36回公民館対抗野球大会】8月22日(日) コロナ禍の為中止
- (8) 敬老会 9月20日(日・敬老の日) コロナ禍の為中止
- (9) ソフトボール大会 10月11日(日) 諸事情を考慮し中止
- (10) お茶のみサロン・3世代交流 10月 (中止)
- (11) 【ふるさとふれあい教室】ウォークラリー10月18日(日)諸事情を考慮し中止
- (12) 【ふるさと文化芸能祭】 11月3日(日) 展示部門のみ実施
- (13) 餅つき大会 11月8日(日) 厄除饅頭配布
- (14) 公民館大掃除 12月6日(日) 掃除終了後公民館情報交換会実施
- (15) 新成人お祝い品配布 令和3年1月第1週
- (16) 館報47号発行(令和3年3月末)
- (17) 公民館通信月間発行 毎月1日回覧

※【 】は「住民自治協議会」関連行事

2号議案 令和3年度計画

(1) 令和3年度事業計画(案)

令和3年度南高田公民館事業計画(案)

指 針

- 南高田区とのさらなる提携につとめ「参加して楽しかった公民館活動」をめざします。
- 区内で活動している様々な団体・区民の皆様との交流を大切に情報の共有化に努めます。
- 公民館役員の活動内容を区民の皆様へ報告していきます。

1 総務部

(1) 会議

- ・南高田公民館総会 5月2日(日)
- ・【住民自治協議会定期総会】 4月18日(日)
- ・全員会議(年4回) 総務部会(年3回) 三役会・運営委員会(必要の都度)

(2) 行事

- ・納涼盆踊り大会 8月第2土曜日 実行委員会事務局(諸情勢を考慮し中止予定)
(代替イベント検討中)
- ・人権同和教育研修会参加
- ・【ふるさと文化芸能祭】11月3日(水)
- ・公会堂大掃除 12月5日(日)
- ・新成人お祝い品配布 令和4年1月第1週

(3) 館報発行

- ・館報48号(白黒・第一四半期終了時)
- ・館報49号(カラー・令和4年3月末)
- ・公民館通信発行(月刊)

2 文化部

- ・納涼盆踊り大会 8月第2土曜日(代替イベント検討中)
- ・餅つき大会 11月7日(日)(厄除饅頭配布予定)

3 体育部

- ・納涼盆踊り大会 8月第2土曜日(代替イベント検討中)
- ・【古牧地区公民館対抗球技大会】8月22日(日)(実施は未定)
- ・5地区公民館交流ソフトボール大会(廃止)

4 ふれあい部

- ・納涼盆踊り大会 8月第2土曜日(代替イベント検討中)
- ・敬老会 9月20日(月・敬老の日)

【 】印は[住自協 公民館部]関連行事。

※各種事業を部だけで取り組むのではなく全員で分担しあって進めます(体制図別紙1)

※南高田公民館行事予定表(別紙2)及び古牧公民館行事予定表(別紙3)

」

(別紙1)

2021年度 南高田公民館 運営体制図(案)

| 月 | 総務部 | 体育部 | 文化部 | ふれあい部 |
|-----|------------------------------|-----------------|-----------|---------|
| 4月 | 25日 祭り昼食会 | | | |
| 5月 | あいさつ運動 館報編集 | | | |
| 6月 | 館報48号発行 | | | |
| 7月 | | | | |
| 8月 | 第2土曜日納涼盆踊り大会(全員参加)代替えイベント検討中 | | | |
| | | 22日 球技大会 | | |
| 9月 | | | | 20日 敬老会 |
| 10月 | 人権同和研修会 お茶のみサロン | 11日 五地区ソフトボール大会 | | |
| 11月 | 3日 ふるさと芸能祭 | | 7日 厄除饅頭配布 | |
| 12月 | 5日 公民館大掃除(全員参加) | | | |
| 1月 | 成人祝(ワイン贈呈) | | | |
| 2月 | 館報編集 | | | |
| 3月 | 館報49号発行 | | | |

○ 総務部はすべての事業に関わる

(別紙 2)

令和 3 年度南高田公民館行事予定表(案)

| 月/日 (曜日) | 行 事 等 | 内 容 | 担 当 |
|----------------------|--------------------|-----------------|--------------|
| 3/17 (水) | 全体会議 (新年度) | 令和 3 年度事業計画等 | 全員 |
| 3/28 (日) | 館報第 47 号発行 | | |
| 4/18 (日) | 南高田区 定期総会 | | |
| 4/24 (土) | 春祭り昼食会 (中止予定) | 緑ヶ丘小学校 体育館 | 総務部 |
| 5/2 (日) | 南高田公民館 定期総会 | 令和 3 年度事業計画等 | 全員 |
| 5/〇~5/〇 | ☆あいさつ運動 [青少年育成部] | 緑ヶ丘小・三陽中 | 三役 |
| 5/27 (木) | 三役会議 | 令和 3 年度事業計画推進 | 総務部 |
| 6 月末 | 館報 48 号発行 | | |
| 7/1 (木) | 全体会議 | 今年度経過報告 | 全員 |
| 7/29 (木) | 三役会議 | 今年度経過報告 | 全員 |
| 8/14 (土) 第 2 土 曜日 | 納涼盆踊り(代替えイベント有) | 設営 各部分担 | 実行委員会中心に全員参加 |
| 8/15 (日) | 〃 (撤収=午前中) | 撤収作業 各部分担 | 〃 |
| 9/2 (木) | 総務部会 | 敬老会準備・事業進捗状況 | |
| 9/20 (月) | 敬老会 (前日準備あり) | 祝賀会 | 総務部・ふれあい部 |
| 10/〇 | ☆お茶のみサロン (緑小) | 福祉推進委員会主催協力 | 総務部 |
| 11/2 (火) | ★第 36 回ふるさと文化芸能祭準備 | 芸能部門出演・展示部門出品 | 総務部 |
| 11/3 (水) | ★ふるさと文化芸能祭 | 芸能部門出演・展示部門出品 | 総務部 |
| 11/7 (日) | 餅つき大会 OR 厄除饅頭配布 | キノコ販売等 | 総務部・文化部 |
| 12/5 (日) | 公民館大掃除 | 大掃除・障子張替え | 全員 |
| 令和 4 年 1 月 第 1 週 | 成人式ワイン贈呈 | 対象者に紅白ワイン配付 | 三役 |
| 1/20 (木) | 全体会議/(館報編集委員会) | 令和 3 年度まとめ・館報打合 | 全員 |
| 2/12 (土) | 三役会議 | 令和 3 年度まとめ、最終会議 | 総務部 |
| 3/17 (木) | 令和 4 年度全体会議 | 令和 4 年度事業計画等 | 新年度 全員 |
| 3 月末 | 館報 49 号発行 | | |

(別紙3)

令和3年度 古牧公民館部 会議・行事予定表 (案)

| No. | 実施日 | | | 会議・行事 | 内容・説明 | 懇親 | 部屋 |
|-----|-----|----|---|------------------|---------------------------------------|----|------|
| | 月 | 日 | 曜 | | | | |
| 1 | 4 | 8 | 木 | ①全体会議 | 公民館部新旧三役・各公民館新役員 (館長・副館長) | | 集 |
| 2 | 4 | 18 | 日 | 住民自治協議会 定期総会 | 住自役員・評議員(書類協議) | | 集 |
| 3 | 4 | 22 | 木 | 教養文化部会正副部長会議 | 事業計画等の確認(部会長・正副部長) | | 学 |
| 4 | 5 | 13 | 木 | ②全体会議 | 事業計画等の確認/役員研修会要項 /野球出場の有無決定 | | 集 |
| ⑤ | 6 | 5 | 土 | 公民館部役員研修会/講演 | 講演:長野市文化埋蔵文化センター研 究員/実践発表3地区/野球組合せ | | 集 |
| 6 | 6 | 17 | 木 | ①体育部・スポーツ推進員会議 | 球技大会(野球)関連 | | 集 |
| 7 | 6 | 24 | 木 | ①文教部会議 | 展示・芸能部門可否決定 | | 集 |
| 8 | 7 | 15 | 木 | ③全体会議 | 球技(野球)/芸能文化祭関連 | | 集・和 |
| ⑨ | 8 | 9 | 月 | 令和2度長野市合同成人式 | 2年度部会長・部長・副部長 (市芸術館) | | |
| 10 | 8 | 20 | 金 | 球技大会事前確認準備 | 正副部長・各公民館長 | | 学習 |
| ⑪ | 8 | 22 | 日 | 公民館対抗球技(野球)大会 | 犀川河川敷グラウンド | | |
| 12 | 8 | 16 | 木 | ④全体会議 | 文化芸能祭関連 | | 集 |
| 13 | 10 | | | ふるさとふれあいタイムス原稿締め | | | |
| 14 | 11 | 2 | 火 | ふるさと文化芸能祭準備 | 集会室作品搬入・古牧小西体育館 | | |
| ⑮ | 11 | 3 | 水 | ふるさと文化芸能 | 芸能発表・作品展示(文化の日) | | 公・学校 |
| 16 | 11 | 30 | 火 | 年間行事反省会・慰労会 | 公民館部全役員 | ○ | |
| 17 | 12 | | | ふるさとふれあいタイムス発行 | | | |
| 18 | 1 | 8 | 土 | 長野市8公民館合同成人式準備 | 部会長・部長・正副部長 | | |
| ⑲ | 1 | 9 | 日 | 長野市8公民館合同成人式 | 部会長・部長・副部長 | | |
| 20 | 1 | 13 | 木 | ①評議員会 | | | |
| 21 | 2 | 10 | 木 | 教養文化部会正副部長会議 | 3報告・4計画 | ○ | 和 |
| 22 | 3 | 3 | 木 | ⑤全体会議 | 3報告・4計画 | ○ | 集・和 |

※令和3年度計画予定は、その時々新型コロナウイルス感染防止を最大限優先させるために、変更をする場合もあるためご理解とご協力をお願いします。

※会議は原則木曜日 19:00開催とします。

南高田公民館規約

(令和3年5月2日)

(名 称)

第1条 長野市南高田公民館と称し、事務所を公民館に置く。

(目 的)

第2条 公民館は、地域社会発展のため、南高田区・古牧地区住民自治協議会と連携し、社会教育機関として、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第3条 公民館は第2条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

- ① 講演会、講習会、展示会に関する事
- ② 体育、レクリエーションに関する事
- ③ 図書、記録、資料等を備え利用する事
- ④ 福利厚生、婦人の地位向上をはかる事
- ⑤ 古牧地区住民自治協議会と連携し、公民館部の事業へ参加する事
- ⑥ 各種団体との連絡をはかる事
- ⑦ その他、目的達成に必要な事

(区 域)

第4条 公民館の活動区域は南高田区域内（以下区域と称する）を主とし、古牧住民自治協議会の活動地域も入る。

(総務部)

第5条 総務部とは定期総会の決定をもって事業執行を決す。

- ① 総務部は第7条の役員をもって構成する。

(組 織)

第6条 公民館は2条の目的を達成する為、次の部および実行委員会を置く。

- ① 文化部
- ② 体育部
- ③ ふれあい部
- ④ 実行委員会

各部は部長、副部長、主事、部員をもって構成する。
必要に応じ部および実行委員会を設ける事が出来る。

(役 員)

第7条 公民館に次の役員をおく。

- ① 館 長 1名
- ② 副館長 3名以内
- ③ 総括主事
- ④ 顧 問
- ⑤ 部 長 各部に1名
- ⑥ 副部長 各部に1名
- ⑦ 主 事 各部に2名
- ⑧ スポーツ推進員(古牧地区住民自治協議会公民館部役員) 1名

(役員を選出)

第8条 公民館の役員は次によって選出し、次の①・④については、は古牧公民館に報告するものとする。

- ① 館長・副館長及び総括主事は、総会に於いて選出する。
- ② 部長・副部长・主事は各部で選出する。
- ③ 主事に選出された者は次年度、部長・副部长に就任する。
- ④ スポーツ推進員（古牧地区住民自治協議会公民館部役員）は、館長・副館長の協議により選出する。
- ⑤ 各部会の部員は南高田区域内に居住する住民の、各隣組から選出する。
- ⑥ 顧問は総務部部会で決定し、総会にて報告する。（各部前年度部長は原則）

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 館長は公民館を代表し、各部相互の連絡を密にして館務を統括する。
- ② 副館長は館長を補佐し、館長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 総括主事は、館長及び副館長を補佐する。
- ④ 部長は部員相互の連絡を密にして部の運営に当たる。
- ⑤ 副部长は部長を補佐して部の運営にあたり、会計を担当する。
- ⑥ 主事は各部の円滑な運営に向けて部長に協力する。
- ⑦ 顧問は公民館活動に協力し、助言をする。

(会計監事)

第10条

- ① 会計監事2名を南高田区長・副区長があたり、館長がこれを委嘱する。
- ② 会計監事は毎年度の会計監査を行い、結果を総会にて報告する。

(役員の仕事)

第11条 館長・副館長の任期は各1年とする。また、他の役員の仕事および運営審議会委員の任期は1年とする。

ただし再選は妨げない。補欠による役員の仕事は前任者の残存期間とする

(会議)

第12条 公民館の会議は、総会、運営審議会、総務部会、全体会議、各部会とする。

- ① 総会は年1回開催し、必要に応じ臨時に開催する事が出来る。
- ② 総務部部会は、館長・副館長・総括主事・各正副部长・各主事で構成し、必要に応じ開催する。
- ③ 全体会議は必要に応じ館長がこれを招集する。
- ④ 各部会は必要に応じ部長がこれを招集する。
- ⑤ 運営審議会は、必要に応じ、館長が招集する。

(総会・臨時総会)

第13条 本会総会は最高議決機関であって総務部全員各部会部員をもって構成する。

- ① 総会は、毎年度終了後速やかに館長がこれを招集する。
- ② 臨時総会は、必要が生じた場合に全体会議の議決を経て召集できる。又館長及びその職務を代行する役員がいなるときは、総務部の議決により召集することができる。

- ③ 会議の議長は、出席した構成員の中から選出する。
- ④ 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決めることとする。
- ⑤ 会議に出席できない構成員は、その権限行使を他の構成員に委託することができる。ただし受任者の特定がない場合は、会議の議長に委任したものとみなす。
- ⑥ やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員のうち、第13条⑤の委託を行った者は、総会に出席したものとみなす。
- ⑦ 国等により「緊急事態宣言」が発令された場合、「公民館三役」の協議により総会開催が部員の健康を著しく損なわれると判断した場合は総会に代わり「書面決議」を行うことができる。

(運営審議会)

第14条 公民館に運営審議会を置くことができる。

- ① 運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館事業の企画運営に対し、調査審議の任にあたる。
- ② 運営審議会委員の選出は、社会教育団体の代表者と区の行政関係者および住民各層の代表者ならびに学識経験者などから総務部が推薦し、館長が委嘱する。

(会計)

第15条 公民館の経費は、区及び古牧住民自治協議会からの交付金、助成金、その他の収入をあてる。

第16条 公民館の事業計画、事業報告、予算、決算は総務部で確認し、総会に提出するものとする。

第17条 公民館の会計年度は3月21日から翌年の3月20日とする。

第18条 公民館の規約の改正は、総会の議決によるものとする。

附 則 ●この規約は昭和48年4月7日に制定した。(1973年)

昭和50年5月17日 改正(1975年)

平成15年5月10日 改正(2003年)

平成16年5月1日 改正(2004年)

平成18年4月8日 改正(2006年)

平成25年4月6日 改正(2013年)

平成27年4月4日 改正(2015年)

平成28年4月2日 改正(2016年)

平成29年4月1日 改正(2017年)

平成30年4月7日 改正(2018年)

平成31年4月6日 改正(2019年)

令和2年4月12日 改正(2020年)

令和3年5月2日 改正(2021年)

11条の任期は2年とあるが1年に改める・13条に⑥⑦を追加

●やむを得ず規約に添えない場合は、館長の裁量でこれを執り行う。